

4．河川情報の提供，地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 河川にかかわる調査・研究等の推進

- ・ 流域をめぐる社会環境など，社会的側面からの調査・研究に努めます。
- ・ 多自然川づくりに関する動植物の生息・生育環境の調査・研究を関係機関の協力を得ながら推進し，技術的手法の確立に努めます。また，様々な調査・研究の成果は，関係機関において有効利用が図れるよう努めます。

(2) 河川情報の提供

- ・ インターネット等で，河川事業で整備された水辺の施設等を紹介するとともに，河川に関する自由な意見をお聞きします。また，パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策をPRし，理解を得るように努めます。
- ・ 災害による被害の軽減を図るため，広島県水防テレメータシステムにより，県内一円に配置した観測局で雨量・水位・潮位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集し，表示・記録を行うとともに，これらデータを管理し，水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また，広島県防災情報システムを活用し，市町村をはじめ広く県民の方々にも情報を提供します。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・ 治水，河川利用及び景観等の河川環境上の適正な河川管理を図ることに支障が生じる場合は，関係機関と連携して対応します。
- ・ 治水上影響を及ぼす開発行為については，必要に応じて流出抑制対策等を事業者へ指導します。
- ・ 超過洪水及び異常潮位発生時にはそれに対応するため，広島県防災情報システムやハザードマップ等を有効に活用し，関係機関や沿川住民への情報伝達，警戒避難体制等の強化に努めます。
- ・ 河川の正常な機能を維持するため，適正な水利用が行われるよう関係機関等との調整を行います。
- ・ 渇水時には関係機関と連携し，節水等の広報活動や円滑な渇水調整に努めます。
- ・ 良好な河川環境を維持するため，許可工作物の新設や改築に当たっては，施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上，環境の保全にも配慮するよう指導します。
- ・ 河川の水質保全のため，生活排水対策や水質悪化が懸念される大規模開発時の対応などについて，関係機関や地元住民と連携を図ります。

- ・ 油の流出など水質事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行います。
- ・ 存在感のある川づくりを図るため、地域のまちづくりと調整し、地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- ・ 親しめる川づくりを進めるため、河川に関する広報活動等により地域住民に河川への関心を高めるよう努めます。
- ・ 水源かん養等の役割を担う山林などの自然環境の保全について、関係機関に働きかけを行います。